

科学技術研究統計研究会(第3回) 議事要旨

1 日 時:平成25年6月3日(月)15:00~16:40

2 場 所:総務省統計局 6階特別会議室

3 議 題

- (1) 検討課題6 研究開発の固定資本形成の計上について
- (2) 検討課題3 公的一般大学資金の他の資金源からの分離について
- (3) 検討課題1 資金源及び支出先の識別について
- (4) 検討課題8 整理対象の調査事項の検討について
- (5) 非営利団体の把握方法等について

4 出席者

大林座長、長岡委員、野辺地委員、西郷委員

内閣府、内閣府経済社会総合研究所、文部科学省、

文部科学省科学技術政策研究所、経済産業省

総務省統計局統計調査部長、調査企画課長、経済統計課長、経済統計課調査官

5 議事要旨

事務局から、議題に沿って資料の説明を行い、その後、意見交換が行われた。また、第1回と第2回の会合を含め、本研究会で出した結論の取扱いについては、座長に一任することとされた。

主な意見等は次のとおり。

【検討課題6 研究開発の固定資本形成の計上について】

○「困難・不可能」が 46%であることを理由に調査項目を採用しないこととしているが、基幹統計調査の調査項目として、新設する具体的数値又は相場感はあるのか。
→具体的な数値があるわけではないが、正確な報告を義務付ける基幹統計調査において、半数以上が未記入又は概数回答となる調査項目を採用することは困難と判断した。

○「資金拠出主体が研究実施主体と同一区分である」が 6.0%、「研究実施主体に成果が帰属すると仮定できる」が 6.8%とあるが、概念の不一致などにより実際はこれより小さいのではないか。
→研究成果の帰属先が特定出来ない部分も含め、調査票情報の二次利用などにより、精度の向上が図れるものと思われる。

○バイドール法が適用された研究資金の流れを別途ファンディング機関の方から把握し、既存の科学技術研究調査(以下「本調査」という。)の結果と組み合わせることに

より、SNA の推計精度が高まるのではないか。

- 研究成果の帰属先の特定に係る調査項目を新設しないことについての合意が得られたため、事務局案で進めることとする。

【検討課題3 公的一般大学資金の他の資金源からの分離について】

- ヒアリングの対象及び方法を確認したい。

→原則として各大学の学部の記入担当者にヒアリングを行い、GUF を受入れベースで直接的又は間接的に把握できるか否かを確認した。

- 「記入可能」とした大学の状況をご教示願いたい。

→研究分を直接回答することは困難ながら、間接的な方法で何とか可能との回答であった。

- 回答者ベースでは「困難・不可能」が 50% であるが、研究実績が多い大学ほど GUF の金額が多いと思われる所以、金額ベースの「困難・不可能」の割合はさらに高くなるのではないか。

- 行政記録情報の利用について省内で確認したところ、「教育」と「研究」の切り分けは難しく、把握は困難とする意見があった。

- ヒアリングでの確認に不十分な部分があると思われる。また、今後の継続検討においても、複数のアプローチで検討すべきである。

→今後の検討・ヒアリングにあたっては、教育を所管している立場から、文部科学省の協力をお願いする。

- 26 年調査での GUF の把握は困難であるとの合意が得られたため、事務局案で進めることとする。

【検討課題1 資金源及び支出先の識別について】

- 経済産業省企業活動基本調査と本調査結果とで金額が異なるが、どのような理由によるものか。

→調査対象となる資本金階級と従業者数区分の違いによるものと考えている。

- 企業を調査単位にしているが、長期的には企業グループとして研究活動を把握する必要があるのではないか。

- 企業グループ単位で調査することは、本調査のみならず、産業統計全体の問題として検討すべきである。

- 研究者の処遇等の観点から、グループ内の特定企業に研究者を集める動きがあり、企業グループで把握していくないと実態は出てこないという実感があるので、今後の動向を注視する必要がある。

→連結決算をしている企業からは、企業単体での記入が困難であるとの意見も多いことから、産業統計全体の対応を踏まえつつ、長期的な課題として、本調査での対応を検討することとしたい。

- 企業グループとしての研究活動の把握が今後の課題とされたが、「外国」区分につ

いては合意が得られたため、事務局案で進めることとする。

【検討課題8 整理対象の調査事項の検討について】

- 本調査で把握した営業利益高とリンクにより他統計から把握した営業利益高に、どの程度相関があるのか。両者に相関がなければ、安易に削除することはできないと思われる。
- 他統計とのリンクが確認できるまでは営業利益高を削除しない方がよいのではないか。
- 行政施策での利活用がない調査項目を残すことは困難と思われる。具体的な活用事例があればご教示いただきたい。
- リンクにより「営業利益高」が正確に把握できるのか確認する必要があるため、確認された結果を踏まえて判断していくこととする。

【非営利団体の把握方法等について】

- 問題になるのは新設の一般法人である。企業の場合でも新設されれば、何らかの方法で対象を把握していかなければならないので、現行の企業の調査方法と同様に対応していくしかないと思う。

(文責:経済統計課科学技術研究調査係)